

(午前10時4分開議)

1. 6月26日(第80日) (午後4時11分散会)

2. 出席議員(18名)

1番	伊 保 清 安	3番	石 川 真 大
4番	疾 名 喜 庸 仁	5番	官 里 敏 行
7番	比 嘉 盛 榮	8番	又 吉 正 弘
9番	棚 原 憲 信	10番	稻 嶺 正 康
11番	安 次 富 盛 信	12番	大 川 早
13番	知 名 朝 司	15番	仲 村 春 仁
16番	武 新 行 男	17番	佐 喜 夏 弘
18番	比 嘉 義 定	20番	伊 坂 徳 次郎
21番	仲 村 盛 光	22番	古 波 蔵 清 次郎

3. 欠席議員(2名)

14番 崎 間 正 享 19番 官 城 盛 昌

4. 議事説明員

市長	崎 間 健 一 郎	助 役	沃 岨 安 一
総務課長	多 和 田 真 一	庶務課長	知 念 和 夫
厚生課長	伊 坂 友 誠	税務課長	古 波 蔵 信 三
農林課長	崎 間 政 光	都市課長	兼 村 憲 昌
商工課長	棚 原 盛 兵	建設課長	高 官 城 早
消防長	大 城 仁 幸		
固定資産評価課長	武 新 正 彦		
水道課長	仲 村 春 盛	營業課長	奥 里 将 弘
会計課長	天 久 実	工務課長	金 城 健 栄
教育委員長	知 念 俊 吉	副委員長	仲 本 正 重
会計係	知 花 栄 幸		

5. 議會事務局出席者
 局長 末吉 健男 庶務係長 照屋 毅
 議事係長 野宮 英由 書記 比嘉 定治
 書記 仲村 春夫

6. 議事日程(第8号)

第77回宜野湾市議会定例会臨時日程表

(第8号)

1970年6月26日午前10時開会

- 日程第1 議案第35号 1970年度宜野湾教育区予算繰越承認書について
- 日程第2 議案第34号 予算の繰越について
- 日程第3 議案第32号 予算の繰越について
- 日程第4 議案第18号 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例について
(総務委員長報告)
- 日程第5 議案第25号 宜野湾市退職金支給条例の一部を改正する条例について
(総務委員長報告)
- 日程第6 議案第9号 1971年度宜野湾市一般会計才入才出予算

議長

出席14名であります。定足数に達してありますので、只今より第77回直野湾市議会定例会第8回目の本会議を開きます。(午前10時4分)

議長

暫く休憩いたします(午前10時4分)
再開いたします。(午前10時5分)

議長

日程第1議案第35号 1970年度直野湾教育区予算繰越承認書についてを上程いたします。
本案に対する理事者の趣旨説明を所願いたします。

教育委員長

議案第35号 1970年度直野湾教育区予算繰越承認書について、会計係に説明をいたします。

会計係

これは全部政府の設計による校舎建築工事でございますが、政府設計がおこなわれて、ここに書いてあります通り1970年4月30日普天間第一小学校の契約、そこで第一回払出しが出て、お世人のため、その額は全部

繰越という事になっております。普天
間第一小学校の分で174,849ドルが
これから琉球団地K・Kとの契約で
ござります。それから次は1970年6月
22日契約の丸真組。これは2,776ドル
宜野湾小学校の便所でござります。
次はこれはまた契約までは至ってお
りませんが、嘉数小学校の校舎でご
ざります。23,289ドル。以上はこれだけ
の工事委託料、現場監理料として
一部だけ2,509ドル。合計253,423ドル
の繰越額でござります。以上でござ
ります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

ほかの質疑もないようでありますので
質疑を終りたいと思っておりますが、御異
議ございませぬか。

議長

御異議ありませぬので、質疑を終り
ます。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長
討論もありませぬので、討論を省略
することに御異議ありませんか。

議長
御異議ありませぬので、討論を省略
いたしました。表決に付します。

議長
議案第35号 1970年度宜野湾教育
区予算繰越承認書に付してを採決
いたします。

議長
原案の通り承認することに御異議
ございませんか。

議長
御異議ありませぬので、原案通り承
認することに決定をいたしました。

議長
次は日程の第2議案第34号予算
の繰越に付してを上程いたします。

議長
本案に付する理事者の趣旨説明
を求めます。

限務課長
 御説明申し上げます。本件につきまして
 しては、こちらにも書いてありますように
 議長、市長専用車と嘉数の観光通
 路の整備工事の予算繰越の件で
 ござります。専用車につきましては、
 去った3月の定例議会で追加更正
 いたしました。早速4月2日に普天間
 のトヨタ自動車商会と契約いたしま
 して、6月一杯には、どうしても入るん
 だということに約束した訳でござい
 ますけれども、本土のメーカーの都合が
 ございまして、どうしても6月30日位
 にはできないうと、そして引き渡しは
 7月の8日にしかできないうということ
 になりました。年度内執行が不可能
 でございまして、予算繰越の提案
 してござります。嘉数の観光通路に
 つきましては、政府の補助指令が
 届くまで、当局といたしましては、70
 年度及び71年度の両年度24年間に
 わたって、どっちでもできるといふうな
 態勢を進めておりましたけれども、
 去った20日に指令が届きまして、そ
 の事務連絡上、どうしてもその6月30
 日に契約をしてくれといふうな所が
 ございまして、予算繰越をしなくちゃ
 いかないとことになってござります。
 よろしく、御審議を願ひ致します。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
本案につきましても質疑がないう
でござりますので、質疑を終りた
と思えますか。御異議ござりますか。

議長
御異議ありませんので、質疑を終り
討論に入ります。

議長
本案に対する討論を求めます。

議長
討論も省略をいたしましたと思
いますか。御異議ござりますか。

議長
御異議ありませんので、討論を省
略いたしました。表決に付します。

議長
議案第34号予算の繰越に付して
採決いたします。

議長
原案通り、決するに御異議ござ
りませんか。

ませんか。

議長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案通り可決決定いたしました。

議長

次日程第3 継続審議中の議案第32号予算の繰越についてを再の上程いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします（午前10時15分）
再開いたします（午前10時16分）

11番

この請負額の次に期間とあるのは契約、工事期間ですか。

建設課長

お答えいたします。この期間は契約の日から工事の竣工する日までです。

11番

そうしますとほとんど年度内の契約期間で、その期間中にできるといって根

概とそからそに対する措置などの
ようにお考えになっておるか。

建設課長

お答えいたします。このほとんど年度内
竣工の河になつておりましたが。これは
29日に竣工した場合には。こちらとして
は。その一週間の検査の期間を以
て。そこから金の支払をしてあります。
それで年度内支払無理なところが
ありますので。一応繰越にしております。

11番

それから。契約違反だという場合には
どのような措置を考えておるか。この契
約期間内で竣工できない。竣工でき
ますか。この契約期間内に。

建設課長

一応これは。年度執行の部は全部竣工
する計画で今進めてあります。契約
でできない場合には。これは。違約金。
そういうのを取るようになってあります。

11番

不体。年度内で竣工できない。この工
事どからどからですか。

建設課長

年度内竣工できないのは、この仕様に
もありません通り、13路線なっております。

11番

何ページですか。

建設課長

最後の方ですね、あのですね、3ページ
の方ですね、これは契約期間が7月15日
7月31日、8月20日、そうして契約期
間から竣工、その工事期間がござい
ます、それでやっております。

11番

その分だけ、残りは年度内で執行で
きますか。

建設課長

あの59路線のうち46路線は年度
内竣工いたします。

11番

いいえ、それから私が所聞きしては
のは、契約期間が4月にまたがって
る分以外、6月30日未満で契約さ
れたものは、年度内で執行できると
ことになりませんか。

建設課長
予算執行ですか。

11番
工事の。

建設課長
工事のは、完成いたします。

11番
それから下水道の工事、すぐ次年度から
執行する訳でありますか。それによって
路面の破損並かに工事のためのこのアス
ファルトが全部掘り取らさねばというこ
とになり、と相当な無駄な経費を掛け
ることになりますか。それについてはどう
言ったような対策を立ててありますか。

建設課長
これについては、都計課の計画の方で
計画はしてあると思っております。実際
下水道をやる場合に路面が掘り取
らされた場合には、これはその下水道の
中に補償費というものが、組み入れてあ
ると思っております。

11番
それは当然だと思っております。しかし
14年まで取って掘り取らさねばという

路線がございりますが、この路線の中で、

建設課長

この路線の中ではございせん。

11番

なごうか。いやこの路線は、1年次は
下水道の工事はやらなごうことであ
らゆるごうございりますが。

建設課長

え、よろしゅうございります。

11番

は、解りました。

8番

今先の11番の箇所、関連して、今先
の契約期間通り執行できるかという
箇所に対して、できるかという答弁で
ございりましたが、それは確實、今まで工事
延期の懸念はさしてなごうこと
であらう。

建設課長

いや、これはあります。そごう令は全
部、持ってあります。

8番
期間内にできますと「う」とは、はつ
きりしてありますか。課長。

建設課長
あの今送のは、一応 とうとうあれで完
全にできます。前のあの期間内の延
期頼りは、おさめてあります。その工
事は全部 終わってあります。

8番
いや、私か「う」のは、予算繰越と関連
して、資料が提出されてあります。その
資料の中にちゃんと契約期間 どの
のとうたわけてあります。そこで11番か
ら、その契約期間に十分可能かと
う質問に対して、課長は十分できると
お答えしましたからね。

建設課長
は「」。

8番
と「う」とは、この期間内にできると
「う」とは、今までの色々な理由
で延期頼りはおいて「な」と「う」か
ですか。

建設課長

この予算繰越に対しては、ありません。

8番

それとそう、呉所伺い致します。この今まで行なわれたアスファルト工事、カーン舗装、そう、路面舗装の道路は全部市道認定をうけた道路でござりますか。

建設課長

この一路線は、市道認定をうけてないところがあります。

8番

これはどういうわけで。

建設課長

これは、都計課の方からこちらに回ってきまので、これは、都計課の方で。

8番

河ですか。

建設課長

都計課の方からそういうこちら工事執行の段階です。これは都計は都計課がやりますので、都計課の方で答えを頂く。致します。

市長

お答いたします。1路線は真栄原
の Newtown 入口の道路でござります。
この道路は、市が下水を工事するた
めにその道路を全部掘りおこしま
して、一応 Newtown の中の方のほろ穴の
ところへ排水を持って行ってありま
す。そのためにこの道路を掘りおこ
すためにその地主が勝手にその道
路を掘りおこしてはなすな」といふ
うに前の市長さんの時代から問題
があった排水でござります。前の
市長さんのときから、これはちゃんとし
て舗装もして上げようから通させて
くれといふふうな折衝がありまして、
その話を引継ぎまして、私もこれは、
立派にして上げようから舗装もして上
げようといふふうに地主と話しを
もちまして、これはした訳でござります。

8番

そのほかにはござりませんか。
ない、はい、解りました。

5番

1票だけお聞きした」と思ひます。
大体この資料から見ると議会の
予算如置を終えてから平かけた
ふうな感じがござります。議会の予算

が通つてからその後には測量をして設計をしたような感じがあります。これは執行当局としては、よく「存じか」とこれは理解かと思う人でも「何と」どうして予算編成以前にそう言ったような事務的処理を終えておかならば、こう言った予算繰越と「うことはあり得る」。勿論これは政府補助事業であるならば、向うの財政問題に於いて、色々あると思ひますけれどもも独立的な自主財源が工事をやる場合には、決してありうるものじやないと思ふ。どうして予算議会は清人で送から平がけたようなことになつております。その~~邊~~、一つだけを開き「たします。

助段

有答を「たします。準備としては、そう「うふうに御質問のよりに進めてお別にこれは、それが望ましいかも知れませんが、一応しかし予算が成立しな「と、ほんとうに執行の確~~定~~定はつかない「誤でありますので、そう「う意味から予算の成立後、そう「うこれも経費を伴うことであるので、これゆゑ職員を動員して、仕事をさせることであるので、一応予算が通つてから、さう「う設計に入る

どいうのが、今までの常道でありまして、そういうふうなやり方をした訳であります。勿論そのおっしゃるような意味も解らん訳じゃありませんけれども、まあ普通のあり方としましては予算が成之してから予算執行の一部として、これは考えなければいけないんだと着手してはる訳であります。

5番

御説明の内容も解らん訳ではございませぬけれども、要は執行態勢のちやんとした態勢ができてはるならば予算の繰越というのはあり得ない。原則的にあり得ないでしよう。そういう意味でこの予算の繰越、これは工事だけの問題じゃありません。各部課長が予算締切以前にそれだけの意欲を持って、準備ができてはるならば、こういうような結果はあり得ない。その辺について、市長さんはどうお考えですか。

市長 今迄

おっしゃる通りに努力して行きたと思つておられます。

議長

質疑も尽きたようでありますので、質

疑を打つ切りたかと思つても、御異議ござつてもせんか。

議長
御異議が有りませんので、質疑を打つ切り討論に入ります。

議長
討論を求めます。

議長
討論も省略をいたしたかと思つても、御異議ござつてもせんか。

議長
御異議が有りませんので、討論を省略いたしました。表決に付します。

議長
議案第32号予算の繰越についてを採決いたしました。

議長
原案の通り可決することに御異議ござつてもせんか。

議長
御異議なしと認めます。よつて本案は、原案通り可決することに決定を

いたしました。

議長

日程の第4. 議案第18号 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、6月9日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をしておりますが、審査が終了しまして、報告書が参っております。本報告書の朗読を省略いたします。直ちに総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

総務委員会における審査の経過並に結果について御報告申し上げます。結論から申し上げますならば、本議案につきましては、報告書の通り原案の一部修正すべきであるという決定をさせていただきます。

これにつきましては、原案の第7条の中で第3項がございまして、色々の社会補償制度が確立するに従いまして、関係当局から市に対して、市長の色々の証明を求めるところの用紙があるようでございまして、そこでそれに基づきましては、市長の職権に基づきまして証明をする。特にその手続き用紙、並に、その他、の給付をうける場合

にどうしても市長が証明する欄が
あるようでございまして、それに対し
ましては、本人の申し出に拘らず、一応
市長が証明をする訳でございませ
るので、その部分につきましては、手数料
の免除をするというような改正の内
容でございませ。そこで原案におき
ましては、漠然としてありまして、あらゆ
る証明がそれに該当するということ
になりますと、これは非常に問題であ
りますので、やはりこの中のその法に規
定されてある部分、一部修正案の通り
戸籍事項に関する部分だけを免除
にするというふうにはつきり限定すべ
き方が、というふうな観点に立つて、
原案を一部修正してございませので、
よろしく御検討をお願いいたします。なほ
補足説明につきましては、委員の皆さ
んからして頂いたかと思ひます。又
皆さんの御質疑にもその都度お答え
いたしましたかと思ひますので、よろしく
お願い致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

1番

第7条第3項、これが修正案でござ
いませ。国民年金法、児童扶養手当法

特別児童扶養手当法、公務員等共済
組合法、医療保険、失業保険、これ
らの法による給付をうけるために必
要な証明は、戸籍に関する証明に
これ以外の何かござりますか。

総務委員長

これ以外には、例えば給付を受け場
合に住居をかえた場合とか、或いは又
その他、手続に要する場合の個人的
な身分を証明するのがあるようにご
ざります。それらにつきましては、当然
本人はそれは当然なべき義務
がありますので、それについては、あえて免
除する必要はないと云ったような考
え方に立っておられます。又この上にあ
げられたところのこの法の中には、そう
いう市町村が証明しなければなら
ない人といったような規定があるように
ございまして、その部分だけにとどめ
た方がいいと言ったような結論を
出した訳でござります。

1番

私、今、戸籍事項以外の諸証明
以外にどのような諸証明があるか
移動とかですか。移動証明とか。
そういうのは、それは戸籍事項事務で
はないか、訳ですか。

総務委員長

これにつきましては、別冊に証明を
出さなければならずといたすこと
がござりますので、ただ我々が考えて
いるのは、手続きの場合にその用紙
の欄に市長が証明をするという記
載欄があるようであり、その中に限
定すべきであるという考え方に立って
あります。尚、その他手続き並みに給
付する場合は、証諸の諸証明と
いうことにつきましては、他にどの程度
のどういったものがあるか、具体的に
ことにつきましては、今のところはき
りつかんでおりません。

議長

質疑も尽きたようござりますので、
質疑を終了ことに御異議ござりませ
んか。

議長

御異議ありませんので、質疑を終り
併せて委員長の報告を終ります。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論を省略を「した」と思われます

か御異議ござらぬやせんか。

議長

御異議ありやせんかで討論を省略いたしまして表決に付します。

議長

議案第18号 直野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議長

原案を一部修正した委員会案通り決すことに御異議ござらぬやせんか。

議長

御異議なしと認めます。よって本案は原案を一部修正した委員会案通り可決することに決定いたしました。

議長

次は日程の第5 議案第25号 直野湾市退職金支給条例の一部を改正する条例につきましては、6月9日12日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をしておりますが、審査を終了いたしました。報告書が参上しております。一応、事務局を以て朝

誤をいたさせます。

議長

その向付聴いたします(午前10時44分)

再向付いたします(午前10時46分)

議長

本案に対する総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

直野湾市退職金支給条例の一部を改正する条例案を当総務委員会に付託をうけまして、この問題につきまして慎重にしかもあらゆる角度から審査検討をして参った訳であります。

その結果につきまして、この案の採決によりまして、原案通り可決すべきものと決定いたしまして、本会議に報告した次第でございます。尚、少数意見として、留保してござりますので、その点につきましても充分御検討の上、慎重に御検討を所願致したと思っております。御承知の通りこの案件は、現行法の退職金を大巾にアップいたしまして、それを改正する内容でございます。勿論、他市町村の資料も参考にいたしまして、審査を行なうました。と同時に、労使間に所け

る協定事項でもございませうので、その
 辺につきましても十分なる審査をした
 訳でございませう。そして色々問題
 をございませう。例えば直野湾市の市税
 収入の状況或いは、理行支給され
 てゐるところのその類からあまり大巾に
 引上げることは、これは若干、問題もあ
 ると、うよ様な意見もございませう。け
 れども、しかしながら、今迄市民に奉仕
 するところの職員の身分、或いは、それら
 の保証をするところによつて、あつて長
 年、市民のために奉仕もできると、かつ又
 今、永年勤続者の中には、労働権が
 確立されてゐた。終戦直後から
 働いてゐる方も、だゝ、いらつしや
 いませう。そういうような方は、今まで
 少な、持偏で今日までだゝ、耐えて
 いらつしやつた方が、ございませうので、こ
 ういつた方々のために、当然退職金
 は大巾に改正して支給すべきである
 といつたような委員会の結論を出して
 来て、原案通り可決すべきであつて、その
 と結論を出した次第でございませう。
 尚、この問題につきましても、色々御
 質疑もあつたかと思ひますので、よろし
 く御検討をお願い申し上げます。あつて
 委員会の報告にかゝる訳でござい
 ませう。

議長

少数意見者の報告を求めます。

5番

委員会報告書の次のページでござい
ます。委員会案に反対する理由を
要約したしまして、三つあげてござい
ますけれども、委員会案に反対する理
由の大きな一つとしまして、現行
の沖繩に在ける町村の職員関係
に対する肝心かなみであるところの法
令かなと、地方公務員法かなと
いうことでございします。現在市町村
の職員、身分関係につきまして、非常
にあやふやでございまして、仕事上の
人件費の問題が労働基準法とさうさ
うな大きな根本的な問題でございま
すけれども、市町村の職員に対する
あらゆる面についての保証をなく地方
公務員法かなと、しかしながら資料
から見ますと、提案された資料から見
ますと、那ハ、コザ浦添勿論これは
非常に結構なことでございします。こ
れは、委員会案も戦後のドサクサの中
から働いた方がさうさうな恩典
に浴するとさうことは私は別に異議
はございしません。しかしながらあと
香目に私が反対の理由を申し上げ
て、あ、あ、あ、あと、数年後、色々移行措置

にすべきではございませぬか。今現在
この改正案の通り最高にありまして、
2,000ドルもございませぬと云うこと
になりませぬ。24年迄には給与体系
色々な制度上は現在複雑では
ございませぬか。移行措置と云うた
場合に「かなる人」にありましても上
げたものは下げられた。その体系上の
問題制度上の問題から来るものでは
ない提案者の審査もなされてあり
ませぬ。その「云うこと」になった場合に
給与を引き上げると改正案に対する上
げると云う趣旨には、私は異存はご
ざいませぬけれども何に基いて改正
されるのか。ただ参考にするのは周囲
の市町村ではございませぬ。24年
迄には、現在幼稚園、小学校、中学
校の教員は、全部市町村の条例の
給与体系の中に含まれる款でご
ざいませぬ。そのを現在提案者は含ま
れてありませぬので、説明、何の理由
もございませぬので、私が反対する
理由は「云うこと」でございませぬ。24年迄
の問題にありまして、現在は制度がな
いからで可。しかし24年迄私は根
本的な問題を申し上げるならば
これから来る給与体系の事務処理
の一分野と見ます。この「云うこと」を現
在、誤った場合に、24年迄には、大抵

な問題をかき出す方があつた。さういふ
意味で委員会案に反対であります。

議長
本案に対する質疑を許します。
当然、少数意見者にも質疑はござい
ます。

議長
ほかに質疑もないうちでありますので
質疑を終了したいと思います。御異
議ございませんか。

議長
御異議ありませんので、質疑を終り
まして委員長の報告も終了します。

議長
本案に対する討論を求めます。

議長
討論も有略をいたしましたと思つて
か、御異議ございませんか。

議長
御異議ありませんので、討論も有略
いたしました。表決に付します。

議長
議案第25号 宜野湾市退職金支給
条例の一部を改正する条例についてを採
決いたします。

議長
原案の通り決すことに賛成の諸君
の挙手を求めます。
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 賛成少数でありま
す。よって本案は否決されました。

議長
以上を了まして 午前の日程は終了です。
尚 午後の時から再び本会議を開きます。
可。

議長
休憩いたします。(午前11時)

議長
只今より午後の本会議を開きます。
(午後2時4分)

議長
日程の第6 議案第7号 継続審議中
の1971年度宜野湾市一般会計基盤
予算を議題といたします。